

各 位

委 託 会 社 名 大和アセットマネジメント株式会社
 代表者の役職氏名 代表取締役社長 佐野 徑
 担当者の役職氏名 商品企画部 長尾 健司
 (連絡先 0120-106212)

上場投資信託 (ETF) の投資信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託 (ETF) の投資信託約款を変更することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (銘柄コード)

iFreeETF FANG+ (316A)

2. 変更内容および変更理由

投資家の利便性向上のため、以下のとおり、追加設定および一部解約の受付停止日を削減します。
 (下線部を変更)

追加設定・一部解約の受付停止日

現 行：計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)

変更後：計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)

※ この約款変更は、直接委託会社に追加設定または一部解約を申し込む際の変更であり、東京証券取引所における売買方法に変更はありません。

3. 日程

2026年9月3日まで 金融庁へ届出

2026年9月4日 変更日

4. 変更に関する書面決議手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きは行ないません。

5. 信託約款の新旧対照表

変 更 後	現 行
(受益権の申込単位および価額) 第13条 (略) ②～④ (略) ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。	(受益権の申込単位および価額) 第13条 (略) ②～④ (略) ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。

変更後	現行
<p>1. 第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して<u>3営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して<u>4営業日以内</u>）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. （略）</p> <p>⑥～⑧ （略）</p>	<p>1. 第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して<u>4営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して<u>5営業日以内</u>）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. （略）</p> <p>⑥～⑧ （略）</p>
<p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第46条 （略）</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により受益権の一部解約請求を受け付けることがあります。</p> <p>1. 第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して<u>3営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して<u>4営業日以内</u>）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. （略）</p> <p>③～⑧ （略）</p>	<p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第46条 （略）</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により受益権の一部解約請求を受け付けることがあります。</p> <p>1. 第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して<u>4営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して<u>5営業日以内</u>）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. （略）</p> <p>③～⑧ （略）</p>

以上